

## 札幌市建築基準法施行細則【抜粋】

### (特定建築物の定期報告)

第 18 条 法第 12 条第 1 項の規定により指定する特定建築物（同項に規定する特定建築物をいう。）は、次の各号に掲げるものとする。ただし、避難階（政令第 13 条第 1 号に規定する避難階をいう。）以外の階を当該各号のいずれかに掲げる用途に供しないものを除く。

- (1) 学校又は学校に附属する体育館で、3 階以上の階を当該用途に供するもの（3 階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 平方メートル以下のものを除く。以下この項において同じ。）又は当該用途に供する部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上であるもの
- (2) 地階を除く階数が 5 以上である下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上であるもの
- (3) ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場の用途に供する建築物で、3 階以上の階を当該用途に供するもの又は当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上であるもの
- (4) 地階を除く階数が 5 以上である事務所その他これに類する建築物で、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 平方メートル以上であるもの
- (5) 次項の表の(1)項から(9)項までの（あ）欄に掲げる用途に供する建築物で、地下街に存するもの

2 省令第 5 条第 1 項の規定により定める報告の時期は、次の表の（あ）欄の各項に掲げる用途に応じた区分に従い、同表の当該各項の（い）欄に掲げる時期とする。この場合において、報告書は、報告の日前 3 月以内に調査作成したものでなければならない。

区分	(あ)	(い)
	用途	報告の時期
(1)	学校又は体育館（地下街に存するものを除く。）	平成28年4月1日から9月30日まで及び平成28年から起算して3年ごとの4月1日から9月30日まで
(2)	病院、診療所又は児童福祉施設等（地下街に存するものを除く。）	
(3)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（地下街に存するものを除く。）	平成29年4月1日から9月30日まで及び平成29年から起算して3年ごとの4月1日から9月30日まで

(4)	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店（地下街に存するものを除く。）	毎年の6月1日から11月30日まで
(5)	百貨店、マーケット、展示場又は物品販売業を営む店舗（地下街に存するものを除く。）	毎年の4月1日から9月30日まで。ただし、展示場については、平成30年4月1日から9月30日まで及び平成30年から起算して3年ごとの4月1日から9月30日まで
(6)	旅館又はホテル（地下街に存するものを除く。）	平成30年4月1日から9月30日まで及び平成30年から起算して3年ごとの4月1日から9月30日まで
(7)	下宿、共同住宅又は寄宿舍（地下街に存するものを除く。）	
	ア 北区、東区又は白石区に存するもの	平成28年6月3日から11月30日まで及び平成28年から起算して3年ごとの6月1日から11月30日まで
	イ 中央区、西区又は手稲区に存するもの	平成29年6月1日から11月30日まで及び平成29年から起算して3年ごとの6月1日から11月30日まで
	ウ 厚別区、豊平区、清田区又は南区に存するもの	平成30年6月1日から11月30日まで及び平成30年から起算して3年ごとの6月1日から11月30日まで
(8)	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場（地下街に存するものを除く。）	平成30年4月1日から9月30日まで及び平成30年から起算して3年ごとの4月1日から9月30日まで
(9)	事務所その他これに類するもの（地下街に存するものを除く。）	
(10)	地下街に存するもので、この表の(1)項から(9)項までの（あ）欄に掲げる用途に供するもの	毎年の4月1日から9月30日まで
備考 この表の(1)項から(9)項までの（あ）欄に掲げる用途について、2以上の用途に供する部分を含んで構成される建築物の報告の時期は、その主たる用途の項に応じた区分に従い、同表の当該各項の（い）欄に掲げる時期とする。		

（特定建築設備等の定期報告）

第19条 法第12条第3項の規定により指定する特定建築設備等（同項に規定する特定建築設備等をいう。）（以下この条において「指定建築設備」という。）は、政

令第 16 条第 1 項及び前条第 1 項において指定する建築物に設けられた機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備並びに法第 28 条第 2 項ただし書の規定により設けられた換気設備及び同条第 3 項の規定により設けられた機械換気設備に限る。）、機械排煙設備（法第 35 条の規定により設けられた機械排煙設備に限る。）及び非常用の照明装置（法第 35 条の規定により設けられた非常用の照明装置に限る。）とする。

2 省令第 6 条第 1 項及び省令第 6 条の 2 の 2 第 1 項の規定による報告の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、報告書は、報告の日前 3 月以内に調査作成したものでなければならない。

(1) 政令第 16 条第 3 項第 1 号及び政令第 138 条第 2 項第 1 号に掲げる昇降機 毎年の法第 7 条第 5 項又は法第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月（当該検査済証の交付を受けていないときは、市長が指定する月）と同じ月の初日から末日まで

(2) 政令第 16 条第 3 項第 2 号に掲げる防火設備（前条第 2 項の表の(4)項又は(7)項の（あ）欄の用途に供する建築物に設けられたものに限る。） 毎年の 6 月 1 日から 11 月 30 日まで

(3) 政令第 16 条第 3 項第 2 号に掲げる防火設備（前号に掲げるものを除く。） 毎年の 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

(4) 指定建築設備（前条第 2 項の表の(4)項又は(7)項の（あ）欄の用途に供する建築物に設けられたものに限る。） 毎年の 6 月 1 日から 11 月 30 日まで

(5) 指定建築設備（前号に掲げるものを除く。） 毎年の 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

(6) 政令第 138 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる工作物 毎年の 4 月 1 日から 6 月 30 日まで

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成 28 年 6 月 1 日（以下「基準日」という。）の前日において現に存する建築物で、基準日以後に法第 12 条第 1 項の規定により定期報告を要する建築物として新たに指定されることとなったものについては、改正後の第 18 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により平成 28 年度に行うべき法第 12 条第 1 項の規定による調査及び同条第 3 項の検査（防火設備及び小荷物専用昇降機に係るものを除く。）に係る報告を要しないものとする。

- 3 基準日の前日において現に存する建築設備で、基準日以後に法第12条第3項の規定により定期報告を要する建築設備として新たに指定されることとなったものについては、改正後の第19条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により平成28年度及び平成29年度に行うべき法第12条第3項の規定による検査（防火設備及び小荷物専用昇降機に係るものに限る。）に係る報告を要しないものとする。
- 4 この規則の施行の際現に存する建築物及び建築設備（以下「建築物等」という。）で、改正前の第18条第1項及び第19条第1項の規定により定期報告を要する建築物等として指定されていたもののうち、政令第16条第1項及び第3項又は改正後の第18条第1項及び第19条第1項の規定により定期報告を要する建築物等として指定されたものに含まれないものに関する法第12条第1項又は第3項に規定する報告については、平成28年度に限り、なお従前の例による。